

「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」

企画運営業務 企画提案募集要項

「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」企画運営業務について、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、以下のとおりプロポーザルの参加者を募集する。

1 業務概要

(1) 件名

「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」企画運営業務

(2) 目的

子ども・若者の意見聴取及び市政への参加促進に関する方策について検討を行うとともに、研究結果については、今後の市政運営における子ども・若者の意見聴取及び市政への参加を促進し、魅力的な市政運営の実現につなげることを目的とする。

(3) 内容

本件は「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」の企画運営にかかる業務を委託するものであり、想定している業務範囲は以下のとおりである。

ア 調査・現状分析

イ 打ち合わせ・勉強会への同席と運営支援

ウ 座学研修

エ 意識調査

オ 実証実験の実施

カ 報告書作成

(4) 履行期間

契約確定日（令和7年6月上旬予定）から令和8年1月31日まで

(5) 履行場所

三鷹市役所（三鷹市野崎一丁目1番1号）及び三鷹市の指定する場所

なお、三鷹市の指定する場所には、本事業を共同で実施する武蔵野市、小金井市及び西東京市（以下「関係市」という。）の各市役所、その他本事業の実施に必要な全ての拠点を含む。

2 経費

見積上限額は4,977,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とし、見積上限額を超える額を提示した者は失格とする。

なお、提案のあった見積金額は契約締結に当たっての参考とするが、見積金額での契約締結を約するものではない。また、契約締結に当たって見積金額を超えることは認め

ない。

3 実施方式

公募型プロポーザル

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「三鷹市」、営業種目に「市場・補償鑑定関係調査業務（種目番号0125）」又は「その他の業務委託（種目番号0190）」の登録がされていること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）又はプライバシーマークの付与認定を保持していること。
- (5) 三鷹市において指名停止されていないこと。
- (6) 三鷹市契約における暴力団等排除措置要綱による入札参加等排除措置を受けていないこと。
- (7) 官公庁等において、本件と同種（プロジェクト支援、企画運営業務等）の業務実績を有すること。

5 募集要項等の配布

(1) 配布方法

三鷹市企画部企画経営課企画調整係（三鷹市役所本庁舎3階）において配布する。
三鷹市ホームページにより閲覧、ダウンロードも可能である。

(2) 配布期間

令和7年4月10日（木）から5月7日（水）午後5時まで（市の休日を除く。）
受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 配布物

- ア 「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」企画運営業務 企画提案募集要項
- イ 「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」企画運営業務プロポーザル様式集（様式第1号～第4号）
- ウ 委託業務仕様書（案）

6 応募方法及び提出物

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、提出物に必要事項を記載のうえ、応募期間内に三鷹市企画部企画経営課まで持参又は郵送すること。ただし、郵送による提出の場合、5月7日（水）午後5時必着とし、事前に「15 問い合わせ先」メールアドレスに提出物を郵送する旨の連絡を行うこと。また、郵便事故による提出物の未達については、市では一切責任を負わない。なお、先行してメールで提出することも可とするが、後日、必ず原本を提出すること。また、企画提案は1者につき1提案とする。

(1) 応募期間

令和7年4月10日（木）から5月7日（水）午後5時まで

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日法に規定する休日を除く毎日、午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く。）とする。

(2) 提出物

	提出物	部数	期限
1	参加申込書兼書類審査申込書（様式第1号）	1部	令和7年5月7日（水）午後5時まで（必着）
2	ISMS（ISO27001）認証又はプライバシーマークの認定を証明するものの写し	1部	
3	市政情報公開請求に関する提案書の取扱いについて（様式第2号）	1部	
4	企画提案書（正本）	1部	
5	企画提案書（副本）	9部	
6	業務実績に係る契約書の写し	1部	
7	見積書	1部	
8	過去3箇年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書ほか）	1部	
9	上記4の電子ファイル（PDFをCDまたはDVDに格納したもの）	1枚	
10	質問票（様式第4号）	電子	令和7年4月18日（金）午後5時まで 質問がある場合にのみ提出
11	参加辞退届（様式第3号）	1部	参加を辞退する場合にのみ提出

7 企画提案書の提案内容及び作成概要

(1) 企画提案書の提案内容

企画提案書には、以下の視点を盛り込むこと。

ア 本業務を実施するにあたっての全体的なコンセプトについて

課題研究のテーマである子ども・若者の市政への参加促進について、子ども・若者の意見聴取及び意見反映を検討する際の重要な考え方や手法について、社会の動向や関連データ等を踏まえ提案すること。

イ 意識調査における効果的な手法について

市民向け・職員向け意識調査における、調査項目設定の視点、実施手法、有効なサンプル数等について提案すること。

ウ 子ども・若者の市政への参加促進について、自治体の規模等を加味し効果的な、実証実験の手法を具体的に提案すること。

エ その他独自の提案について(任意)

本業務を実施するにあたり、上記ア～ウの項目以外で効果的と考える独自提案がある場合は、記載すること。

(2) 企画提案書の作成概要

ア 企画提案書は表紙、目次、本編で構成するものとし、Microsoft Office Word、Excel 又はPowerPointにより、A4判横(横書き、上綴じ)にて作成すること。枚数は表紙及び目次を除いて10頁程度とする。

イ 表紙は、題名を『「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」企画運営業務に係る企画提案書』とし、提出日を記載する。

ウ 本編は、「 9 (1) イ(キ) 企画提案に係る評価の視点及び説明事項」に記載のある項目に基づき、以下の点に留意し作成すること。

(ア) 企画提案書は専門家以外の者にも理解できるよう、平易で十分に分かりやすい記述とすることとし、必要に応じて用語解説等を記載すること。

(イ) 企画提案書の記述内容に不整合等があった場合には、三鷹市に有利と思われる記述内容を正とみなす。

(ウ) 三鷹市の意向や考え方、本事業の意義を理解したうえで、記載項目について具体的な提案を記載すること。

エ 記載順はできるだけ7 (1) 及び9 (1) イ(キ)の項目順とすること。提案者独自で構成を行い、記載項目との関連付けが不明の場合は、評価を行わないことがある。

オ 企画提案書(正本)には事業者名の記載及び押印をし、企画提案書(副本)は無記名とすること。

(4) 見積書の作成

ア 仕様書等に記載した条件を満たしたうえで作成すること。

イ 本業務に係る費用を記載するものとし、「2 経費」の要件を満たすものとする。

ウ 様式は問わないが、必要と考えられる経費について、積算の内訳を作成すること。

8 質疑・回答

(1) 質問方法等

実施要領及び提案依頼について質問がある場合は、質問票（様式第4号）に必要事項を記載のうえ、三鷹市企画部企画経営課宛に電子メールにて送付すること。なお、メール件名は、『「子ども・若者の市政参加促進に関する課題研究」企画運営業務 質疑の送付について』とすること。

(2) 送付先

三鷹市企画部企画経営課

E-Mail： kikaku@city.mitaka.lg.jp

※電子メール送信後は、確認漏れ防止のため、到達確認の電話をすること。

電話番号：0422-29-9031

(3) 質問受付期限

令和7年4月18日（金）午後5時

(4) 回答方法

ア 回答期日

令和7年4月24日（木）予定

イ 回答方法

すべての質問及び回答を三鷹市ホームページ（<http://www.city.mitaka.lg.jp/>）に掲載する。ただし、質問を行った事業者名は開示しない。

また、質問及び回答は、本要項等の補足又は修正として取り扱う。

9 審査

(1) 審査方法

ア 一次審査

(ア) 「2 経費」及び「4 参加資格」に定める条件を満たすか審査を行う。

(イ) 上記(ア)の審査の結果、見積金額に基づく評価点（価格点）を30点満点で考慮のうえ、上位3者を一次審査合格とする。なお、上記(ア)を満たす者が3者以内の場合は全員合格とする。

(ウ) 審査結果の通知は、応募した者全員に対し、メール及び郵送により行う。

(エ) 通知の期日は令和7年5月中旬を予定とする。

イ 二次審査

一次審査を通過した者に対して、二次審査では企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施し、70点満点で評価を行う。

(ア) プレゼンテーションは15分以内、質疑応答は15分程度とする。

(イ) 出席者は最大で4名までとする。

- (ウ) プレゼンテーションは企画提案書を資料として行うこと。
- (エ) プロジェクタ、スクリーン及び電源タップは三鷹市にて用意する。
- (オ) プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- (カ) 審査の期日は、令和7年5月16日（金）を予定とし、日時及び場所等の詳細については一次審査合格者に対し別途通知する。

なお、実施時間等は三鷹市より指定し、提案者の要望は原則受け付けない。

- (キ) 企画提案に係る評価の視点及び説明事項

評価項目及び評価の視点は下表のとおりとする。

評価項目		評価の視点
1	企画内容	・事業趣旨を理解し、本要項に定める「1 業務概要」で定める目的を充足する企画内容か ・7(1)に定める企画提案がなされているか
2	実証実験の手法	・昨今の社会事情を踏まえた手法となっているか ・三鷹市及び関係市の規模及び実情に適した手法となっているか
3	スタッフ・一般管理等実施体制	・事業実施に係るスタッフ及び一般管理等の体制は万全か ・進捗状況の管理が的確にでき、問題発生時の適切な対応も考慮されているか
4	総合的な専門性・信頼性及び実績等	・良好な実績など、信頼ができるか ・関連する業務実績があり、本業務の遂行に必要な知見・専門知識・ノウハウを十分に有しているか

- (2) 三鷹市は、各評価項目について、予め配点を行い、採点を行う。配点及び比重についての公開は行わない。

10 候補者決定

(1) 決定方法

二次審査の結果、得られた点数が最も高い者より優先交渉権者と次点以下（次順位交渉権者）を決定する。

なお、得点が同じ場合には、価格評価が高い者より優先順位を決定する。

また、優先交渉権者から交渉を行い、交渉が成立した者を候補者と決定する。優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次順位交渉権者との交渉に移行する。

(2) 結果通知

候補者となったか否かの通知は、二次審査の参加者全員に対し、郵送により行う。通知の期日は、令和7年5月下旬を予定とする。

なお、二次審査の参加者の点数及び順位について、開示の請求があった場合には、他の事業者名が特定できない形での開示とする。ただし、情報の開示については、選定事業者との契約締結後とする。

11 契約締結

- (1) 契約締結に当たっては、必要に応じ仕様書及び金額の精査を行った後、三鷹市において見積り合わせを行う。なお、企画提案書は仕様書の補足又は修正として取り扱う。
- (2) 候補者は三鷹市から連絡があった後、見積書を提出し、三鷹市は見積金額が予定価格以下のとき契約を締結する。
- (3) 候補者との契約に至らなかったときは、三鷹市は評価結果の高かった者から順に、(1)、(2)の手順により契約をすることができる。

12 情報公開

- (1) 提出された書類は、全て三鷹市情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (2) 提出された企画提案書は審査以外には使用しないが、三鷹市情報公開条例に基づく市政情報として取り扱う。

今後、企画提案書に対する情報公開請求が第三者からあった場合の提案者の意向として、「非公開」、「一部公開」、「全部公開」のいずれかの意思表示をするか、企画提案書の提出時に所定の様式（様式第2号）で提出すること。

三鷹市としては、基本的に当該回答に基づく対応を行うが、生命、身体の安全等の公益上の必要等特別な事情がある場合は、回答にかかわらず公開することもある。

13 その他

(1) 経費負担

プロポーザルへの参加に要する経費（企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用等）は、全て提案者の負担とする。また、プロポーザルが中止となった場合においても、提案者はプロポーザルへの参加に要した経費を三鷹市に請求することはできない。

(2) 書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、三鷹市から指示があったときはこの限りではない。

(3) 失格事由

次に掲げる条件に該当した企画提案は失格とし、失格の企画提案を行った者を優先交渉権者又は受託者としていた場合は当該決定を取り消す。

ア 実施要領において示した参加資格のない者の提出した企画提案

イ 虚偽の内容が記載された企画提案

ウ 公正な競争を害し、又は不正の利益を得るために明らかな行為があったと認められる者の提出した企画提案

(4) 辞退

応募後に辞退するときは、速やかに所定の様式（様式第3号）により、三鷹市企画部企画経営課までその旨を通知する。

(5) 審査期間中における質問等への対応

本業務の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じない。

(6) 電子メール等の通信事故については、三鷹市はいかなる責任も負わない。

14 日程

項目	期間又は期日
募集要項等配布	令和7年4月10日（木）～5月7日（水）午後5時
質問提出締切	令和7年4月18日（金）午後5時
質問回答日	令和7年4月24日（木）
企画提案書提出締切	令和7年5月7日（水）午後5時
一次（書類）審査	令和7年5月上旬～中旬（予定）
一次審査結果通知	令和7年5月中旬（予定）
二次（プレゼンテーション）審査	令和7年5月16日（金）（予定）
二次審査結果通知	令和7年5月下旬（予定）
契約締結	令和7年6月上旬（予定）
業務履行開始	令和7年6月上旬～中旬（予定）

15 問い合わせ先

三鷹市役所企画部企画経営課（三鷹市役所本庁舎3階）

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

TEL：0422-45-1151（内線2114）

※受付時間は、土・日曜日、祝日法に規定する休日を除く毎日、午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く。）

担当：那須・坂井

E-Mail：kikaku@city.mitaka.lg.jp